



福岡県における水資源対策とダムの洪水調節機能の強化について

質問に入る前に若干所感を述べます。私は、今から43年前の昭和55年に転勤で福岡に来ました。当時、福岡市内の得意先回りをすると各支店の転勤族の支店長さんたちからは、異口同音に「水不足がなければもっと博多は住みやすい」との声が大半でした。



私が初当選させていただいた、1999年（平成11年）当初予算議会の7月2日の一般質問で福岡都市圏の水問題について当時の麻生知事に質問しました。この年もダムの貯水率が6月中旬までは50%を切り、少雨傾向が続く中、このままでは、渇水対策本部が立ち上げになるかと思い原稿作成し、登壇を迎えました。ところが、その日は、土砂降りになりました。渇水対策のテーマと裏腹に、外は大雨、なんとも複雑な思いでの質問になり、県議会での質問の難しさを痛感したデビュー戦でした。

それでは質問に入ります。

福岡県においては、昭和53年（1978年）と平成6年（1994年）に異常小雨による大渇水が発生し、給水制限や農作物への被害など、県民生活や経済社会活動に大きな影響を与えました。

福岡県議会においては、「水資源対策調査特別委員会」が設置されており、私も委員として参画し、水資源の総合対策に携わってきました。

水資源の総合対策として、「安定的な水の供給」を行うために、筑後大堰をはじめ、海水淡水化、大山ダム、小石原川ダム、五ヶ山ダムなどのダム開発等が進められ、現在、その運用がなされています。

特に、海水淡水化事業は、公明党として、福岡渇水対策委員会を立ち上げ、

福岡都市圏の市町の首長の賛同を得、沖縄県に次ぐ恒常的な水資源開発事業として始まりました。採択されたのが1999年、2005年に完成しました。

同年、2005年には、西方沖地震がありました。

福岡県にとって初めての大きな地震でした。

その地震を教訓に福岡と北九州を結ぶ北部緊急連絡管を通し、災害時に双方向で水を融通できる仕組みができています。

そこで、知事にお尋ねします。

これらのダムなどの運用により、福岡県においては、「水不安のない県づくり」に目途がついたと思いますが、知事は福岡都市圏の水不足は解消したとお考えでしょうか。

また、昭和39年から施行された国の水資源開発促進法においては、国土交通大臣が、産業の発展や都市人口の増加に伴い、広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては「水資源開発基本計画（通称：フルプラン）」が策定され、筑後川もその一つでした。そのフルプランが令和5年1月に全部変更がされています。

本県のダム開発等の仕上げとして、江川ダム、寺内ダム、小石原川ダムの一時的な空き容量を活用する3ダム運用による「筑後川水系ダム群連携事業」の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

次に、防災の面では、ダムの洪水調節機能の強化が肝要だと認識しています。

近年は、ゲリラ豪雨による災害が頻発し、いつ、いかなる所でも災害が発生する可能性があります。そのような中で、ダムの果たす役割は今まで以上に、期待をされています。

そこで、知事にお尋ねします。

国においては、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められ、当方針に基づく「事前放流のガイドライン」がとりまとめられています。事前放流に至るまでの手順をお示してください。

また、現在、本県における事前放流についての取り組みはどのようになっているのか、県管理ダムでの事前放流の実績と併せてお答えください。

台風やそれに伴って起こる線状降水帯の発生は時と場所を選びません。

ことわざに「備えあれば憂いなし」とあります。

福岡県の英知が集積されている福岡県庁だと信じており、筑紫野市の高尾川・鷲田川においては、全国でも稀少な地下河川トンネル工法での整備を行い、商店街の浸水で長年苦労された地域の方々は大変喜んでおられます。

本県は、渇水と洪水という二律背反する課題に長年悩まされてきました。先ほど、水不足解消に対する知事の認識をお聞かせいただきましたが、最後に、治水対策について知事のお考えをお聞きします。

【服部知事の答弁】

① 福岡都市圏の水不足解消について

県では、「福岡県水資源総合利用計画」を4次にわたって策定し、水資源の開発と有効利用に取り組んでまいりました。

この計画に基づき、大山ダムや五ヶ山ダム、海水淡水化施設などの整備がなされ、一昨年の小石原川ダムの完成をもって、水資源開発施設の整備は完了しています。

特に、福岡都市圏におけるダムなどの貯水容量は、大渇水となった平成6年の2.4倍となる1億8,400万立米に増加したことなどにより、供給能力は福岡都市圏人口のピークと見込まれる令和22年の水需要を上回るものとなっています。

これにより、平成6年と同様の渇水が生じた場合にも、時間断水を生じることなく、水が供給できるようになっています。

一方で、近年の降雨の偏在傾向など、水の安定供給に影響を及ぼす不確定要素も多いことから、今後とも節水意識の啓発、雨水・再生水利用や水道の老朽管更新による漏水防止など効率的・合理的な水利用を推進して、水の安定供給に努めてまいります。

② 筑後川水系ダム群連携事業の進捗状況について

この事業は、筑後川の水量が豊富な時に筑後川本川から江川ダムと寺内ダムに導水し、夏の渇水時など筑後川の水が少ない時に放流して、筑後川下流の流水の正常な機能を維持することを目的としています。

国は、平成13年度から地質や環境の調査に着手し、導水ルートや構造を検討してきました。

途中、ダム事業検証による中断や平成 29 年九州北部豪雨の被災によるルート
の再検討を経て、昨年 8 月の新規事業採択時評価において「予算化は妥当で
ある」との評価を得ました。

これを受け、来年度から独立行政法人水資源機構が事業主体となって事業に
着手し、工事実施に必要な設計や用地取得などを行い、その後、令和 19 年度
の完成を目指し、建設工事を行う予定となっています。

県としても、筑後川下流域にとって必要な事業と考えており事業が円滑に進
むよう水資源機構に協力してまいります。

③ 事前放流の手順について

事前放流は、ダム下流地域の浸水被害を軽減することを目的として、ダムの
空き容量を上回る大雨が予測される場合に、空き容量の確保を目標に放流を行
う、事前放流は、重要な防災情報であることから、実施することを決定した際
には、下流自治体や関係利水者に対して、その開始や終了の情報を速やかに提
供することとしています。

④ ダムの事前放流の取組と実績について

事前放流を実施するためには、国が策定した、「基本方針」に基づき、河川管
理者、ダム管理者及び関係利水者との間で、事前放流を開始する判断基準等を
定めた治水協定を締結することが必要です。

県においては、一昨年 1 月末までに、県管理の 19 ダム全てにおいて、関
係者と治水協定を締結しており、事前放流を実施する体制を整えています。

なお、これまでに、県管理ダムでの事前放流の実績はないが、その必要性が
生じた際には、ダムの洪水調節機能を最大限活用できるよう、速やかに実施し
てまいります。

⑤ 治水対策について

県では、これまで多くの水害に見舞われており、県民の命と生活を守るため
には、より一層河川の流下能力の向上を図ることが必要です。

このことから、治水の根幹となる対策として、河川の拡幅や堤防整備など
に加え、地域の状況に応じて、地下調節池や排水機場、遊水池などの対策を組み

合わせながら、整備を進めてきています。

さらに、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化していることから、これまでの取り組みに加えて、流域内のあらゆる関係者と一体となって流域治水を推進し、防災・減災・県土の強靱化に引き続き取り組んでまいります。

< 要 望 >

知事、答弁ありがとうございます。

今回の質問も雨になりました。菜種梅雨といわれる3月の始まりに幸先良いスタートとなりました。

2点要望したいと思います。

1点目は、ダム群連携事業がようやく始まるようですが、当初からすれば、15年延びています。国の事業ですが、しっかり協力して推進をお願いします。

2点目は、ダムの治水対策では、平成29年の九州北部豪雨で、朝倉市が甚大な被害を受けました。しかし、寺内ダムが枯渇しそうな時であったので、この豪雨に見舞われたにもかかわらず、水をため、多数の倒木をダムで食い止め、寺内ダムの佐田川流域は、惨事を免れた、ところです。県内あらゆる手段を講じ、災害に強い県づくりをお願いします。

最後になりますが、私は、今季限りで県議会議員を卒業します。当時からの水資源対策調査特別委員会の先輩の諸先生方、歴代の県知事、執行部の皆様に心から感謝申し上げます、一般質問を終わります。